

●香川県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年12月10日から令和4年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市茂木町五丁目 甲525番地先から 観音寺市茂木町五丁目 甲471番13地先まで	11.9~19.2	297	平成27年香川県告示第151号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年12月10日